

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～平成 7年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標 1：子育て支援制度に関する制度の周知

<対策>

- 法に基づく制度の再調査
- 周知用のパンフレットの作成及びハローワーク等のパンフレットを用いて、院内掲示及び各部署に配布等による職員への周知

目標 2：働き方の見直しに資する労働条件の整備

<対策>

- 所定外労働の削減のための措置の実施
- 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施